

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	14:30~15:30
事業番号	22	所管部課名	産業観光部 田園づくり振興課
事業名	(補)土地改良区運営補助事業		
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	5名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主旨は分かるが、運営補助金を支出する根拠が分らない。 ・補助金を出すことで事業を促進するのではなく、自らのこととして農業者に取り組んでもらいたい。 ・農家の人には理解されるだろうが、税金の有効な使い道としてはあまりにも特定されすぎており、もう少し一般納税者の理解が得られるよう検討すべきである。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明(省略)
・補助金の8割抑制については、大津市の補助金が一律抑制されている中での実施分という理解でよいか。	・はい
・類似事業はないということだが、運営補助以外に1,500万円支出しているとホームページに記載されているが。	・土地改良区運営補助以外に、基盤整備事業の実施に対して補助金が出る。
・250万円の使途内訳は。	・改良区事務員の人件費
・事業費と人件費両方に補助を受け、土地改良区は主体的に何を行うのか。事務員は何をするのか。	・水の確保が容易な平地で、比較的規模の大きい土地改良区がある彦根市などは、個々の農家の負担が少なく済む。対して大津市は、地形的に中山間地域にあたり、棚田も多く、水も山川からのものを利用するなど、谷間の小規模な農地においては、個々の農家の負担も増え、基盤整備事業(水路設置・ポンプ場)や完成施設の維持管理にお金がかかる。

	・事務員には登記の手続きなどをしてもらっている。
・規模が大きいと運営経費がいらぬということか。	・個々の負担が少なくなる。
・そもそも土地改良区は法人。定款の中には一定の賦課金規定がある。公益性ありということで補助金を出しているようだが、法人として土地改良区が実施する事業と、公金（補助金）が支出される事業の違いは何か。	・土地改良区と補助事業を同列に並べるのは難しい。 ・土地改良事業は農地農家が直接利益を受けるので、基本は利益を受ける者が自分で負担しなさいとなっている。その賦課金の徴収なども改良区の仕事である。
・補助金を出している事業は何か。	・基盤整備事業と土地改良区運営事業である。
・補助金がないと進まないということか。	・補助金を出すから進むと理解してもらいたい。
・昭和60年から実施しているが、いつまでするのか。今後の目標は。	・基本計画に基づき、旧志賀町エリア分とあわせて1,500ヘクタールが目標。今は1,050ヘクタール。65%程度完成している。
・1500ヘクタールの根拠は何か。	・基本計画に基づいた農地の保全整備のため。
・補助金がないと進まないのか。さらに、20～30年と支給を続けるのか。	・補助金があった方がよいと思うが、もう一つの選択肢としては直営がある。
・補助金の代わりに職員、人的な負担ということか。	・お金がないと動かない。事業参加者負担も大きくなる。
・必要な事業であれば、補助金無しでも実施するのでは。	・現状、農業に投資する経費が生み出せない。やりたくても市からの支援がないと実施できない農家が多い。
・事業費が出ているのに、さらに人件費を出す意味がよく分らない。	・農業基盤整備事業を実施する場合、国が50%、県が25%、市が15%の事業補助を実施している。本人は残りの1割を負担。(例)1反 300万→本人負担30万。それ以外に運営経費が600万円から700万円かかるため、その経費の一部を市が負担している。
・運営経費600万円～700万円は一つの改良区あたりか。	・はい
・基盤整備事業のための事務員配備なのか。	・基本的に事業実施期間中は事務局長1人、事務員1人、パート1人の3人体制が多い。事業完了後は1人体制である。
・事業費と運営費は一つで良いのでは。分ける意味はあるのか。担い手補助金はいつまで実施するのか。	・担い手補助金は、事業実施期間の5年から7年間のみ。事業内への運営費組み入れについては、国からの事業費の一部に運営費が含まれているが、それを除いた分に対して補助している。
・彦根市等は事業実施規模が大きいので運営補助はないとのことであった。大津の場合は受益面積が50ヘクタール以上と大きくなった方が補助金単価が上がって	・彦根市については昭和46年くらいから整備事業が実施されており、当時から続く土地改良区が大規模事業を担っている。当市では、土地改良区自体の設立や整備も

<p>るのはなぜか。</p>	<p>目的としているため、運営費を補助している。</p>
<p>・今年度の整備規模はどのくらいなのか。</p>	<p>・上仰木で28.8ヘクタール、関津で26.6ヘクタール、佐川で6.2ヘクタールである。</p>
<p>・補助金のチェック体制は。</p>	<p>・年度末に実績報告書をもらい、人件費などを対象経費として確認している。</p>
<p>・事業費内の運営費だけでは運営できないということか。</p>	<p>・はい。</p>
<p>・旧志賀町は運営経費補助がなかったとのことだが、直営だったのか。これからは大津市の方針でいくのか。</p>	<p>・旧志賀町については、平成13年くらいから県が事業主体となり、地域に土地改良組合を作って、町が中心になって事業を進めていた。今後は土地改良事業も少なくなり、施設の維持管理が改良区の主な仕事になることから、国は改良区の統合を進めており、そういった国・県の方針で土地改良区を作らず市直営が増えている。</p>
<p>・市直営にしようと検討したことはないのか。</p>	<p>・土地改良区への資金投下で動いてもらう方が効率が良い。土地改良事業は、地元が自主的に進めるべきもので、その後の施設管理も、地元の財産として地元で行ってもらわねばならない。事業完了後の施設維持管理も含めて土地改良区に依頼することが大津市のねらいである。</p>
<p>・基本計画はあっても、土地改良区自体が実施を拒否すれば事業はしないということか。</p>	<p>・事業者自らが行うというのが土地改良事業なので、遅れている現状はある。</p>
<p>・事業には補助するが、運営は地元の自己負担ということにはならないのか。</p>	<p>・実施を地元でもらうのだから、市は補助金を出して協力する、というのが他市との違い。</p>
<p>・補助金を出す明確な根拠が分らない。お金はある方が良いという理屈なのか。補助金を支出不しない場合の算定や検討をしてないのか。どこかで見直すべき。</p>	<p>・運営補助金250万円の根拠は、事務局長（嘱託職員並）の人件費として。受益面積が広がった場合には、そこにパート人件費分が上乗せされている。</p>
<p>・算出根拠ではなく、補助金の要、不要についてはどうか。</p>	<p>・補助金がなくなれば推進は難しい。これだけの支援をして、農地を守ってくれとお願いしているのが現状。</p>
<p>・農地等は市のものではなく、個人の財産ではないのか。</p>	<p>・農道や水路については、個人の土地を提供してもらって作っている。それは、単に個人資産が減るということではなく、結局はそういった施設がないと困るのだからと説明している。</p>
<p>・その説明だと、各個人の土地の価値が上がるのだから、補助金を出す根拠にはならないと思う。</p>	<p>—</p>